

はまなか



2017/No.622



大きく育て！くるみっ子！

今月の主な話題

- ▶後期高齢者医療制度のお知らせ 2 P
- ▶児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当のお知らせ 4 P
- ▶省エネ実践！ ～効果はどのくらい？～ 9 P
- ▶茶内第一くるみっ子緑の少年団入団式が行われました 12 P
- ▶まなびのひろば - 出前講座メニュー - 17 P
- ▶健康サポート - 歯と口の健康週間 - 20 P

後期高齢者医療制度のお知らせ

平成29年度の保険料等について

◆7月に保険料額をお知らせします

平成29年度の保険料につきましては、7月、個別に通知書をお送りします。

問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

☎011-290-5601

役場町民課保険年金係 ☎62-2187

《保険料の計算方法》

均等割 【1人当たりの額】 49,809円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (平成28年中の所得-33万円) × 10.51%	=	1年間の保険料 【限度額57万円】 (100円未満切捨て)
---	---	--	---	--

- 平成29年度中に75歳になられた方は、誕生月から3月までの月割で計算します。
- ※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

◆保険料の軽減

①均等割の軽減

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後の年間均等割額
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	【年額】 4,980円
33万円	8.5割軽減	【年額】 7,471円
33万円 + (27万円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減	【年額】 24,904円
33万円 + (49万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減	【年額】 39,847円

※平成29年度から均等割5割軽減・2割軽減の軽減判定所得が拡充されました。

②所得割の軽減

- 被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	2割軽減

※平成29年度から所得割の軽減割合が「5割」から「2割」に変更されました。

③被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方については、均等割のみで7割軽減となります。(49,809円→14,942円)
- ※平成29年度から、被用者保険の被扶養者だった方の均等割軽減割合が「9割」から「7割」に変更されました。なお、所得の状況により、均等割の軽減割合が9割、または8.5割に該当することがあります。
- ※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

◆保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は、役場町民課保険年金係へご相談ください。

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合があります。

◆保険料のお支払方法

保険料のお支払方法は個人によって異なりますので、7月にお送りする通知書をご確認ください。

「口座振替」を希望される方は、役場町民課保険年金係へお申し出ください。
(申込みに必要なもの：ご本人の保険証、預貯金通帳と通帳印)

- 「年金からのお支払い」から「口座振替」に切り替わる時期は、お申し出の時期により異なります。
- 税申告の際の「社会保険料控除」は、お支払いする方に適用されます。
(年金からのお支払いの場合、お支払いいただくご本人の社会保険料控除の対象になります。)

◆ジェネリック医薬品の利用について

- 医療機関で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）があります。
- ジェネリック医薬品の処方を希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の受付窓口に「希望カード」を提示することによりお願いすることができます。
※「希望カード」が必要な方は、役場町民課保険年金係までお問い合わせください。

効き目・安全性について

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全な薬です。

※希望される場合は、必ず医師や薬剤師によく相談しましょう。

価格について

ジェネリック医薬品を利用すると、新薬よりも薬代が安くなります。薬によって異なりますが、中には5割以上安くなるものもあります。

◆病院にかかる時は以下の点に気を付けましょう

自分自身のからだの状態に関心と責任を持ち、お医者さんとの対話を大切にしながら、健康な生活を送りましょう。

- かかりつけの医師を持ち、気になることがあったら、まずは相談しましょう。
- 具合が悪いときには早めに受診し、対処しましょう。
- 同じ病気でいくつも医療機関を受診することは控えましょう。
- 休日や夜間に救急医療機関を受診しようとする際には、平日の時間内に受診することができないか、もう一度考えてみましょう。

児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当 についてのお知らせです

問い合わせ先
福祉保健課福祉係
☎62-2305

児童手当について

○児童手当制度とは？

児童手当は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に支給する制度です。

○支給金額は？

- 3歳未満 月額1万5千円
- 3歳以上小学校修了前（第1子・第2子）
月額1万円
- 3歳以上小学校修了前（第3子以降）
月額1万5千円
- 中学生 月額1万円
- 所得制限額以上である者
月額5千円

○児童手当を受給できる方

中学生までの児童を養育している方が対象となります。

※児童手当における「児童」とは、15歳になった日以降最初の3月31日を迎えるまでの子どものことを示します。

○支給時期

原則として、毎年度6月、10月、2月に、それぞれの前月分までが支給されます。

○所得制限

夫婦と児童2人の場合（扶養が3人）、年収ベースで960万円（所得が736万円）以上の方となります。

○請求方法

出生、転入などにより児童手当の支給を受けようとする場合には、児童手当認定請求書を役場（公務員の場合は勤務先）に提出する必要があります。

なお、児童手当の支給は認定請求の翌月分からとなりますので早めに請求してください。

※請求書は町民課、役場支所窓口、福祉保健課にありますので、必要事項を記入、押印の上、提出してください。

○認定請求に必要な添付書類

- 年金加入証明書…請求者が国民年金以外の厚生年金等に加入している場合（健康保険証の写しでも可）

※その他、必要に応じて提出する書類がありますのでご確認ください。（養育する児童と別居している場合や転入の場合など）

○いろいろな届け出

- 全ての受給者

現況届～受給者の方は、毎年6月中に児童の養育などを確認するため、現況届を提出する必要があります。現況届を提出しないと受給資格があっても6月以降の手当を受けられなくなりますので必ず提出してください。

- 他の市（区）町村に住所が変わったとき
浜中町へ受給事由消滅届を、また新しい市（区）町村へ認定請求書を提出してください。（手続きが遅れないようにしてください。）

- 手当の額が増えるとき

児童手当受給中に出生等により増額になる場合のみ、額改定請求書が必要となります。

- その他の届け出

町内で住所が変更になった方や受給者、養育している児童の名前が変更になった場合などには各種届け出が必要となります。

児童扶養手当について

○児童扶養手当制度とは？

児童扶養手当は、父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している母子、父子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給する制度です。

○支給金額は？

手当の額は所得制限によって全部支給と一部支給に分かれます。

●手当月額

区分	全部支給	一部支給
児童1人	42,290円	42,280円～9,980円の範囲
児童2人	52,280円	52,260円～14,980円の範囲
児童3人 以上	3人目から児童1人増すごとに全部支給5,990円、 一部支給5,980円～3,000円の範囲で加算	

※所得の制限により手当を受けられない場合があります。

●手当の支払い

北海道知事の認定を受けると、認定請求した月の翌月分より支給されます。支給月は下記のとおりです。

4月11日	12月～3月分
8月11日	4月～7月分
12月11日	8月～11月分

※11日が土・日・祝日の場合はその前日

○児童扶養手当を受給できる方

次のいずれかの条件に該当する児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日まで。障がいのある場合20歳未満。）を養育している父または母や、父母に代わってその児童を養育している方に支給されます。

- 1、父母が婚姻を解消した児童
- 2、父または母が死亡した児童
- 3、父または母が重度の障がい（国民年金の障害等級一級相当）にある児童
- 4、父または母の生死が明らかでない児童
- 5、父または母から一年以上遺棄されている児童
- 6、父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- 7、父または母が一年以上拘禁されている児童
- 8、母の婚姻によらず生まれた児童
- 9、父母とも不明である児童

※この要件に該当する場合でも、遺族年金を受給している場合など、手当を受けられない場合があります。

特別児童扶養手当について

○特別児童扶養手当制度とは？

特別児童扶養手当は、身体や精神に障がいを有する20歳未満の児童の福祉増進を図ることを目的に支給する制度です。

○支給金額は？

●手当月額

級	児童一人の月額
特別児童扶養手当一級	51,450円
特別児童扶養手当二級	34,270円

※所得の制限により手当を受けられない場合があります。

●手当の支払い

北海道知事の認定を受けると、認定請求した月の翌月分より支給されます。支給月は下記のとおりです。

4月11日	12月～3月分
8月11日	4月～7月分
12月11日	8月～11月分

※11日が土・日・祝日の場合はその前日

○特別児童扶養手当を受給できる方

身体や精神に障がいを有する20歳未満の児童を家庭で監護、養育している父、母または父母に代わってその児童を養育している方に支給され、障がいの程度により1級と2級に分かれます。

●特別児童扶養手当1級

- ▽身体障がいの程度が身体障害者手帳で概ね1級または2級程度の方（内科的疾患を含む）
- ▽療育手帳の判定がA程度の障がいの方（重複障がいを含む）または同程度の知的障がいのある方。

●特別児童扶養手当2級

- ▽身体障がいの程度が身体障害者手帳で概ね3級程度の方（内科的疾患を含む）
- ▽療育手帳の判定がB程度の障がいの方（重複障がいを含む）または同程度の知的障がいのある方。

※上記に該当する場合でも、対象児童が施設に入所されている場合など、手当を受けられない場合があります。

がん検診の無料クーポン券について

がん検診の受診率向上のために、特定の年齢の方へ子宮頸がん・乳がん検診が無料で受けられる「無料クーポン券」を配布しています。対象となる方には4月中旬に無料クーポン券を発送しましたので、検診実施医療機関など詳細については配布された無料クーポン券をご覧ください。

無料クーポン券配布対象者

- 子宮頸がん検診
20歳の方
(平成8年4月2日～平成9年4月1日生まれ)
- 乳がん検診
40歳の方
(昭和51年4月2日～昭和52年4月1日生まれ)
※平成29年度4月1日現在の年齢です。

使用期限

平成30年1月31日

問い合わせ先

役場福祉保健課健康推進係 ☎62-2307

心の健康相談

釧路保健所では、保健師や精神科医師による心の健康相談を実施しています。

『眠れない日が続いている』『自分を傷つける行為を繰り返す』『死にたいと思う』『飲酒やギャンブルで生活に支障をきたしている』『ひきこもりで困っている』など心の健康について悩んでいる方は、お気軽にご相談ください。



1 保健師による相談（電話・面接）

月～金曜日（年末年始・祝日除く） 9時～17時

2 精神科医師による相談（面接）

実施日：毎月1回、下記の日程で実施します。（事前に予約が必要です。）

▶ 6月28日(水)、7月21日(金)、8月25日(金)、9月15日(金)、10月20日(金)、
11月17日(金)、12月15日(金)、平成30年1月19日(金)、2月16日(金)、3月9日(金)

時 間：14時～ 場 所：釧路保健所

相談窓口・問い合わせ先 釧路保健所 ☎0154-22-1233（代表）

ごみ分別ポスターに関するお詫びと訂正

3月中に各戸に配布したごみ分別ポスターの記載内容に誤りがありました。正しくは下記のとおりです。ご迷惑をおかけしたことを深くお詫びし、訂正させていただきます。

訂正箇所：第1区域および第2区域のごみ分別種類の欄の紙類

誤（新聞・雑誌・段ボール・紙パック・**雑紙**）

正（新聞・雑誌・段ボール・紙パック）

地場 産品クッキング

「いかときゅうりのごま油炒め」

【材料：4人分】

- ☆いか…………… 小2ハイ分
- ☆きゅうり…………… 2本
- ☆生姜…………… 1かけ
- ☆ごま油…………… 大さじ2杯
- A 酒…………… 大さじ2杯
- 塩…………… 小さじ½杯
- こしょう…………… 少々

【1人分の栄養素】		食塩の1日摂取目標量	
エネルギー	188 kcal	男性	8.0g
カルシウム	30mg	女性	7.0g
食塩相当量	1.5g		

今月の食材は「いか」です。

いかは低エネルギー・低脂質な食品です。また、タウリンが豊富なため肝機能の働きを助ける働きがあります。

【作り方】

- ①いかの足は食べやすい大きさ、胴は細めの薄切りにする。
- ②生姜は千切りにする。
- ③きゅうりはポリ袋に入れ、麺棒などでたたき、食べやすい大きさにする。
- ④フライパンにごま油を半量ひいて油が温まったらいかと生姜を加える。
- ⑤色が変わってきたらきゅうりと残りのごま油、Aを加えて全体に混ぜたら完成。



みるこんからのお知らせ

子宮頸がんワクチンについて

予防接種法に基づき定期接種として実施しております子宮頸がん予防ワクチンは、平成25年6月より積極的な接種の勧奨を差し控えております。平成29年度の対象となる方につきましても同様となりますので、個別のご案内はいたしません。子宮頸がん予防のために接種を希望される方には接種券等をお送りしますので、下記までお問い合わせください。

対象者 平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれの女子

この記事に関する質問やご相談は…

役場福祉保健課健康推進係

☎62-2307

乳幼児相談のお知らせ

身体計測や個別相談（保健師・管理栄養士）を行ないます。

日時：6月15日(木) 10時～11時 ※6月8日(木)までに事前申し込みが必要です。

場所：老人福祉・母子健康センター 集会室

●申し込み・問い合わせ先 役場福祉保健課健康推進係 ☎ 62-2307

税務課からのお知らせ

6月30日は町道民税（第1期）の納期限です！

6月30日(金)は町道民税(第1期)の納期限です！口座振替を申し込まれている方は、前日までに残高の確認をお願いします。

なお、町道民税の納入通知書は、6月9日頃に発送の予定です。

問い合わせ先
役場税務課収納係
☎62-2174

夜間納税相談窓口

役場開庁時間に納税相談ができない人のために、毎月夜間納税相談窓口を開設いたします。

- 開設日 6月30日(金)
- 時間 19時まで
- 場所 役場税務課収納係



納税は口座振替で

町道民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税の納税には、簡単で便利な口座振替（自動払込）をご利用ください。手続きは町内の各金融機関で行っています。

詳しくは上記までお問い合わせください。

浜中町「花いっぱいコンクール」応募お待ちしております！

花いっぱい運動は、広く浜中町に定着し、町民の生活にゆとりをもたらし、安らぎのあるコミュニティづくりや町の美観向上に大きな役割を果たしております。

今年も緑と花の季節を迎えるにあたり、花いっぱいコンクールを開催いたします。自薦、他薦は問いません。たくさんの応募をお待ちしております。

申し込み・問い合わせ先
浜中町自治会連合会
(事務局 役場企画財政課企画調整係)
☎62-2237

《第17回 浜中町花いっぱいコンクール実施要領》

◇応募対象

町内の各家庭、学校、職場、公共施設などに造成された花壇やフェンス花壇、フラワーポット、プランターなどを用いたフラワーガーデンとします。

◇応募方法

応募希望者（団体等）は、上記申し込み先までご応募ください。なお、写真による応募も可とします。

◇締め切り日 7月中旬

◇審査

7月下旬～8月上旬に、フラワーマスターが直接訪問し、審査を行います。

◇審査基準

地域性、花壇デザイン、配色、環境との調和、管理状況について審査します。

◇結果発表

入選されたフラワーガーデンは広報誌での発表を行うとともに表彰させていただきます。



ごみ博士からのお知らせ！



●今回は「春の一斉清掃」についてじゃ！

4月下旬から各地域で春の一斉清掃が始まったのじゃが、今年は、約11tのごみが回収されたぞ。町もきれいになって、気分もすっきりじゃのう。

今年も一斉清掃のごみの搬入に合わせて、自治会・町内会による資源物の搬入も多く見られたぞ。

分別は徹底されており、トラックにダンボールだけを積んだり、新聞と雑誌の2種類を乗せて運搬したりするなど、計量をスムーズに行えるように工夫されている様子も見られたぞ。

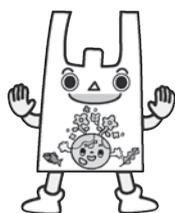
これからも多くの資源物の搬入をよろしく頼むぞ。皆の環境意識も高まるし、ごみの削減にもつながるし、一石二鳥じゃな！



榊町自治会の海岸清掃風景

**面倒なことでも、小さなことからコツコツと！
それがごみ分別マスターへの一番の近道じゃ！！**

レジポくんからのお知らせ！



省エネ実践！～効果はどのくらい？～

「省エネ」を実践することは、環境に優しいのはもちろん、家計にも優しい取り組みです。北海道経済産業局が発行している冊子「実践！おうちで省エネ」には、さまざまな省エネ方法とその効果が掲載されています。今回は、その内容の一部を皆さんにご紹介します。

電化製品	実践例	年間節約電気料金
照明器具	白熱電球(54W)をLED電球(9W)に交換	約 2,680円
液晶テレビ	1日1時間見る時間を短くする(32V型)	約 500円
冷蔵庫	ものを一杯に詰め込んだ状態から半分に減らす	約 1,310円
	設定温度を「強」から「中」に下げる	約 1,840円
温水洗浄便座	使わないときはフタを閉める(貯湯式)	約 1,040円
	便座の設定温度を「中」から「弱」に下げる(貯湯式)	約 790円
	洗浄の設定温度を「中」から「弱」に下げる(貯湯式)	約 410円

※示されている電気料金は北海道電力 29.78 円 / kWh 税込みです。(平成 28 年 11 月北海道電力のモデル料金：従量電灯 B) (出典：「実践！おうちで省エネ」北海道経済産業局監修)

今回紹介した実践例以外にも家庭でできることはたくさんあります。「実践！おうちで省エネ」は北海道経済産業局のホームページからダウンロードできるので、環境のため、家計のために参考にしてみてくださいはいかがでしょうか。

北海道経済産業局 URL : <http://www.hkd.meti.go.jp/>

問い合わせ先
役場企画財政課
環境政策係
☎62-2194

農地の権利移動について(28年実績)

農地は、国内の農業生産の基盤として重要な役割を担っており、現在および将来における国民のための限られた資源です。そのため、農地の効率的な利用、優良農地の確保、新たな農地ニーズへの対応という考え方から、一般の土地に比べて売買や賃貸借、利用方法などに一定の制限が課されており、農地の売買や賃貸借あるいは農地を農地以外のものにしようとする場合には、市町村の農業委員会や都道府県知事などの許可を要します。浜中町農業委員会では、そのような許可申請等があった場合には、書類審査と現地調査に基づいて総会で審議し、許可決定を行っています。

なお、昨年1年間(平成28年1月～12月)に農業委員会総会において権利移動を行った件数は、右記のとおりとなっております。

農業委員会情報

VOL.34

[編集] 浜中町農業委員会 農政部会

農業委員会総会の報告

第34回総会(平成29年2月27日開催)

付議議件

- 議案第1号 土地の現況証明願について
- 議案第2号 贈与税・不動産取得税の納税猶予等に関する適格者証明について
- 議案第3号 贈与税納税猶予の継続に係る証明について
- 議案第4号 不動産取得税徴収猶予の継続に係る証明について
- 議案第5号 平成28年度浜中町農業委員会補正予算の提出について

第35回総会(平成29年3月30日開催)

付議議件

- 報告第1号 農業経営基盤強化促進事業(利用権設定等促進事業)による農用地利用関係調整報告について
- 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議について
- 議案第3号 別段面積(下限面積)の設定について
- 議案第4号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- 議案第5号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

第36回総会(平成29年4月28日開催)

付議議件

- 議案第1号 土地の現況証明願について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について
- 議案第5号 賃借料情報の提供について
- 議案第6号 農用地利用集積計画作成要請について
(農業委員会総会は公開しております。)

●農地法第3条		
売買	4件	55ha
贈与	2件	114ha
賃貸借	16件	195ha
使用貸借	5件	274ha
●農地法第5条		
転用	2件	2ha
●農業経営基盤強化促進法		
買入	7件	302ha
売渡	17件	289ha
賃貸借	17件	237ha
●農地中間管理事業		
借入	1件	52ha

農地の賃貸料情報

平成28年1月から12月までに本町において締結された農地の賃貸借における賃貸料は表1のとおりとなっております。

また、標準賃貸料(表2)は、農業委員会が独自で定めている金額ですが、農地の賃貸借契約をする場合の目安としてください。

[表1] 浜中町賃貸料情報

畑(牧草畑) (単位: 10a 当たり)

地区名	平均額	最高額	最低額
全域	2,300円	3,300円	600円

※集計に用いたデータ集は206筆です。

※本データには農地利用集積円滑化団体による貸付は含まれておりません。

[表2] 浜中町標準賃貸料

畑(牧草畑) (単位: 10a 当たり)

農地の区分	平均額	データ数(牧草生産量)
上畑	2,600円	牧草10a 当たり4.0t
中畑	2,000円	牧草10a 当たり3.7t
下畑	1,200円	牧草10a 当たり3.0t

農業委員会への質問やご相談は、下記または地域の農業委員まで

浜中町農業委員会事務局

☎62-2196・2129

浜中診療所からのお知らせ

【内科医師派遣診療について】

6・7月の北大第二内科医師の診療日をお知らせいたします。

- 6月2日(金)～4日(日)
- 6月16日(金)～18日(日)
- 6月30日(金)～7月2日(日)
- 7月14日(金)～16日(日)
- 7月28日(金)～30日(日)

問い合わせ先
町立浜中診療所
☎62-2233

※上記期間中は、夜間・休日の急な体調不良や子どもの発熱など症状に応じて対応いたしますが、来院される前に必ず電話連絡をお願いします。

なお、毎週金曜日は、18時まで（各種予防接種は、17時30分まで）診療を行っています。

【整形外科診療のお知らせ】

医療法人東北海道病院の医師による整形外科の診療を行います。腰痛、肩痛、股関節痛等で受診を希望される方は、予約が必要となりますので、下記までお申し込みください。

なお、今後も毎月診療を行なう予定としていますので、お気軽にご利用ください。

○診療予定日 6月29日(木)、7月13日(木)、27日(木)、8月17日(木)

いずれも14時からの診療となります。

※医師の都合により診療日が変更になる場合があります。

【診療時間の変更について】

6月23日(金)は、認定産業医研修受講のため、診療時間を通常時間の16時までとさせていただきます。

駐在所からのお知らせ

夏山の遭難防止

～ 山登り 体力・技量を考えて ～

山の雪解けとともに、登山やハイキングなどで山に出かける際、山岳遭難を未然に防ぐため、次の点に注意しましょう。

- ◇登山は十分な装備とゆとりある計画を立て、自分の体力や技量にあった登山を心掛けましょう。
- ◇登山計画書を作成し、家族や職場などのほか、最寄りの警察署や交番・駐在所にも提出しましょう。
- ◇経験のあるリーダーのもと、複数人での登山に努め、単独での登山は控えましょう。
- ◇ヒグマとの遭遇を避けるため、鈴やラジオなど音の出るものを携行しましょう。
- ◇万が一のため、携帯電話などの通信手段を携行しましょう。

薬物乱用の防止

～ 薬物、ダメ。ゼッタイ。～

覚せい剤や大麻などの薬物を乱用すると、身体や精神がボロボロになり、人間らしい生活を営むことができなくなるばかりか、場合によっては死に至る場合もあります。

一度だけという好奇心や遊びのつもりでも、薬物の強い依存症によって、自分の意思では止めることができなくなります。

道内には野生の大麻草が自生している地区が多くあることから、関係機関と連携して自生大麻の除去活動を推進しています。

若年層をはじめとする大麻汚染の拡大を阻止するためにも、大麻草の群生地を知っている方は警察へ通報をお願いします。

交通死亡事故ゼロ更新中
浜中町 546 日（4月30日現在）

厚岸警察署 浜中グループ駐在所

5 Hamanaka Photo News

13 地域貢献ありがとうございます。

5月13日、浜中町建設業協会（赤石眞会長）より、10事業所、20名の参加のもと、地域貢献事業として町内学校周辺敷地の整地作業を行っていただきました。

浜中小学校、茶内小学校、茶内第一小学校、浜中中学校、茶内中学校の5校の、春の雪解けによってできた敷地内の水溜りやぬかるみなどを、重機を使って整備をしていただきました。

各学校においては、児童生徒の通学や教職員等の通行がとてもスムーズになるとともに、学校施設周辺の環境がより快適になりました。

5月中旬とは思えないほどの寒空の中、作業に当たっていただいた皆さま、本当にありがとうございました。



5 Hamanaka Photo News

13 「茶内第一くるみっ子緑の少年団」入団式が行われました。

5月13日、茶内第一小学校で、「茶内第一くるみっ子緑の少年団」入団式が行われました。

今年は2名の入団があり、団員は計20名となりました。

緑の少年団は、次代を担う子どもたちが緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、人を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的としています。学習、奉仕、レクリエーション活動を行う団体として、茶内第一小学校では昭和62年から活動を続けています。

入団式の後、くるみの木の記念植樹を行いました。植樹場所にはそれぞれ、今までの団員の名前のプレートが付いたくるみの木があり、そのすぐそばに、新入団員の苗木をみんなで協力して植えました。くるみの木とともに、皆が大きく育ってくれることを期待します。



5 Hamanaka Photo News

22 藍綬褒章を受章 ～春の褒章～ 天間館りゆう子さん

天間館りゆう子さん（霧多布）は、平成3年に人権擁護委員として就任されて以来、長きにわたり活躍された功績が認められ、藍綬褒章を受章されました。

東北海道子供の人権委員や、浜中町教育委員を務める傍ら、人権擁護委員として現在まで26年、9期にわたり従事され、この間、豊富な経験と卓越した識見をもって、相談業務や啓発活動などに情熱を傾けられました。

5月22日、町長室を訪れ、受賞の喜びを報告されました。



5 Hamanaka Photo News

19 霧多布保育所いも植え作業

5月19日、霧多布保育所でじゃがいも作り体験の種いも植え作業を行いました。

子どもたちは、真剣に教わりながら丁寧に種いもを植えていました。

このじゃがいも作り体験は毎年行っているもので、植えた後にも子どもたちは何度も畑に足を運び、いもの成長の様子を確認します。

みんなで作ったじゃがいもは、保育所のおやつになります。

秋の収穫が待ち遠しいですね。



5 Hamanaka Photo News

21 浜中消防創設120周年記念
浜中消防団総合演習

5月21日、町内の消防団が一堂に会し、平成29年度浜中消防団総合演習が行われました。

団長をはじめ、116名の団員が霧多布市街で分列行進を行った後、各分団による技能競技大会が開催され、第4分団が1位となりました。

各分団とも実戦さながらに、勇猛果敢な迫力のある技能を披露し、訓練された機敏な動きに会場では大きな歓声が沸いていました。

技能の練度の高さに、命と財産を守る男たちの強い責任感と熱い気持ちを感じました。

We have
Dream!

霧多布湿原センター通信

Kiritappu Wetland Center

活動報告

きりたっぷ子ども自然クラブ

4月の子どもクラブは、湿原センターにあるピザ窯を使って、ピザパーティをしました。春の山菜を使った具材も用意し、参加者は思い思いのピザを作って食べていました。ピザを食べたあとはシイタケの原木への菌の打ち込み体験も行いました。参加者からは「シイタケを打つのは疲れたけど、楽しかった」「ピザがうまく作れて、うれしかった」などの声が聞かれました。



木育くらぶ ～はまなか春の森まつり～

霧多布湿原センターでは5月4日、5日に「森」をテーマにしたイベントを開催しました。ピザ焼き体験、木工講座、映画上映、マツの葉の蒸留など森に関連したさまざまな体験を実施した今回のイベントは、2日間で延

べ500名以上のお客様にご来場いただき、大好評の内に終えることができました。ご協力いただいた皆さま、ありがとうございました。



お知らせ

きりたっぷ子ども自然クラブ
「夏のお花を調べよう！」

5年に一度開催される北海道フラワーソンに参加して、夏の浜中町で見られるお花を調べます。参加者には素敵なプレゼントも用意していますよ！

対象：小学生（1～6年生）

日時：6月18日(日) 9時30分～15時

料金：500円 定員：20名（親子参加可）

●予約・問い合わせ先

霧多布湿原センター ☎65-2779

URL <http://www.kiritappu.or.jp/center/>

裁判所の調停委員による 無料調停相談会

釧路調停協会では、平成29年度の無料調停相談を下記のとおり実施します。民事に関するトラブルについてお悩みの方は、相談にお越しください。

日時 6月2日(金) 18時～20時
6月3日(土) 10時～15時

場所 釧路市幸町9-1
釧路市交流プラザさいわい4階

相談内容 夫婦関係、遺産相続、土地建物、金銭貸借、交通事故など家事および民事に関するトラブルについて、「裁判所の調停委員が調停で解決する手続き」の相談に、相談料無料、秘密厳守で応じます。

主催 釧路調停協会

後援 釧路地方裁判所および釧路家庭裁判所

●問い合わせ先

釧路調停協会事務局 ☎070-3149-2273

「北海道女性の活躍支援センター」 をご活用ください

北海道では、結婚、子育て、介護など女性のライフステージや就業、起業などさまざまなお悩みに電話・メール・面談にて対応する「北海道女性の活躍支援センター」を開設しています。詳しくは下記をご覧ください。

場所 札幌市中央区北2条西7丁目
かでの2.7 6階

受付時間 月・火・木・金 10時～16時
水・土 10時～13時
(休館日 年末年始・日曜・祝日)

●相談・連絡先

北海道女性の活躍支援センター
☎011-204-5711
mail kitanojyousei@sirius.ocn.ne.jp

「借金・金融一般相談会」の開催 について

北海道財務局の専門の相談員が「借金の悩み」を親身になってお聴きし、あなたに合った解決方法を提案します。また、「預金・融資、保険など金融全般」のご相談も受け付けます。秘密は厳守で、相談料無料、予約不要です。

日時 6月7日(水) 9時～12時

会場 釧路市幸町10丁目3番地
釧路地方合同庁舎9階
釧路財務事務所会議室

お問合せ ☎011-807-5144・5145
(北海道財務局相談員直通)

主催 北海道財務局、釧路財務事務所
※当日お越しただけない方につきましても、下記の常設窓口で相談を受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

●借金・金融一般相談

多重債務者相談窓口 ☎011-807-5144
金融ホットライン ☎011-807-5144
中小企業等金融円滑化相談窓口 ☎011-807-5144

ラジオを聴くための工夫について

ラジオは手軽に持ち運べて停電時にも使え、災害発生時等の情報収集のための有効な手段とされているため、日頃からラジオの受信状況を確認しておくことが大切です。

ラジオにはAM波とFM波があり、ラジオ放送局の周波数も地域によって違います。

また、昼間と夜では聴こえるラジオ放送局の周波数が違うこともあります。

平時から聴取可能なラジオ放送局をひとつでも確認しておくことで災害発生時にはラジオを十分に活用することができます。

聴きづらい原因を見つけて、聴こえるラジオ放送局を探してみてください。

法務局で「法定相続情報証明制度」がスタートしました！

これまでは、亡くなった方の名義の預貯金や保険、さらに不動産の登記名義の変更といった相続手続に関しては、手続先（金融機関や保険会社、法務局など）に戸籍謄本などの書類の束を何度も提出して行わなければなりませんでした。

そこで、こうした不便さを少なくするため、本年5月29日から全国の法務局で「法定相続情報証明制度」の運用を開始しました。この制度は、相続人が戸籍抄本などの書類の束と申出書を法務局に提出し、法務局が法定相続人に関する証明書について、必要な枚数を手数料無料で発行することで、他の手続先には戸籍抄本などの書類の束を提出せずに法定相続人に関する証明書で対応できるというものですので、ぜひご利用ください。

なお、詳細については、法務局ホームページをご覧ください。

法定相続人とは…

相続人の範囲や法定相続分は、民法によって定められています。死亡した人の配偶者は、常に相続人となり、配偶者以外の人には定められた順序で配偶者とともに相続人となります。

第1順位 死亡した人の子ども

第2順位 死亡した人の直系卑属（父母や祖父母など）

ただし、第1順位の人がない場合に限り相続人になります。

第3順位 死亡した人の兄弟姉妹

ただし、第1順位、第2順位の人がない場合に限り相続人になります。

6月は「外国人労働者問題啓発月間」です

国内で就労している外国人は多数おりますが、その就労状況をみると、社会保険等の未加入や適正な労働条件が確保されていないなどの問題が散見されます。

このような状況を踏まえ、外国人を雇い入れる際は、次の3点をご確認ください。

- ①就労が認められる在留資格であること
- ②雇い入れ・離職の際には、それぞれハローワークに届け出を行うこと
- ③社会保険等の加入をはじめ、適正な雇用管理を行うこと

外国人を雇用する際は、ルールを守って適正に雇用するようお願いいたします。

●問い合わせ先

ハローワーク釧路 ☎0154-41-1201

不法電波から暮らしを守れ！

不法電波は、携帯電話やテレビ・ラジオに障害を与えるなど、日常生活に悪影響を及ぼすばかりか、消防、救急、防災行政、交通など、人命にかかわる重要な無線通信を妨害して、私たちの生活を脅かします。

総務省北海道総合通信局では、電波監視を実施し、適正な電波環境の維持に努めています。電波に関する困りごとやご相談は下記へお問い合わせください

●問い合わせ先

北海道総合通信局 ☎011-737-0099



学校発信情報

「まなぶん」

このコーナーは、町内の小・中学校における特色ある教育活動や取り組みを紹介するコーナーです。

また、愛称の「まなぶん」は、「学ぶ」と地図記号で学校を表す「文」を合わせたものです。町内小学校5校・中学校4校を連載でご紹介しています。

《茶内小学校》

命を大切に！ ～生命尊重の教育～

茶内地区には忘れてはいけない出来事があります。昭和26年5月19日、茶内市街の劇場で、児童・生徒など42人が焼死する大事故が起こりました。映画を見ている最中に、突然フィルムに火が付き、一瞬にして炎が燃え広がったのです。お父さんやお母さんたちは、子どもの名前を呼びながら助け出そうとしましたが、子どもたちは煙にまかれ、折り重なるように倒れてしまいました。

この痛ましい事故をいつまでも忘れないように、そして、教訓として二度と起こさないために、茶内小学校では5月19日を「防災の日」と定め、毎年全校で生命尊重の教育に取り組んでいます。「防災の日」には、命の大切さを考える学習を行うとともに、避難訓練、慰霊碑清掃・参拝を行っています。

また、4月21日には茶内駐在所の鈴木巡査部長に来ていただいて、交通安全教室を実施しました。交通安全に関わる講話を聞いて、交通ルールを守ることの大切さについて学びました。さらに、学校前の押しボタン式横断歩道を利用して、道路の渡り方・歩き方を実践的に学びました。

今後も命を大切にする教育を続けていきます。



学校データ

学校データ	
(5月1日現在)	
校長	佐野万由里
教頭	渥美 清孝
教職員数	12人
養護教諭	1人
事務職員	1人
支援員	1人
管理人	1人
事務生	1人
児童数	96名
学級数	9学級

私たちの町の高等学校 霧多布高校通信

霧高新年度スタート ～新しい歴史の創造にむけて～

4月8日に着任式・始業式と、32名の新入生の入学式が挙行され、本校の新年度が動き出しました。新入生は19日よりネイパル厚岸にて宿泊研修を行い、各種活動を通して学年の絆を深め、新しい霧高の歴史を作り出す集団としての意識を芽生えさせました。さらに、キャンダルの集いでは一人ひとりが高校生活の目標を発表しました。

4月に着任された佐藤憲幸先生の、霧多布高校生徒への第一印象を紹介します。

「着任して以来、驚きの連続です。1つ目は、入学式の会場設営を、在校生一人ひとりが手を抜かないで黙々と行っていること、2つ目は、新入生の前で、校歌披露を全員が大きな声で歌っていることです。これが霧多布高校では当たり前なのだと聞かされ、なんと素晴らしい教育現場が、ここ『浜中』にはあるのかと感じました。今後は町の発展に貢献できる人材を輩出できるよう、教育活動に従事していきたいと強く思います」



出前講座 メニュー

町民の皆さんの生涯学習活動を支援するため、町職員などが地域に出向き専門的な説明や指導を行う「出前講座」を実施しています。

平日は9時から17時、夜間は18時から20時、土・日曜日、祝日でも開催できる場合がありますので、ご利用ください。

1 申し込み対象者

- ①町内小・中・高等学校
- ②町内の各自治会や機関・団体
- ③町民10人以上で受講を希望する団体・グループ
- ④その他教育長が認めたもの

2 申し込み方法

実施したい日の**14日前**までに、メニューの中から希望する講座を選び所定の用紙で、下記申し込み先までお申し込みください。

(メニューによっては受講対象や時間などに制限がありますので、まず電話でお問い合わせ下さい。)

3 出前講座開催

- ★担当係と連絡調整がつかましたら、いよいよ出前講座となります。
- ★受講者の皆さんは時間までに会場へお集まりください。
- ★講座が円滑に進むようご協力願います。
- ※会場の手配や準備は申込者で行ってください。

★ 問い合わせ・申し込み先

町教育委員会
生涯学習課社会教育係
TEL 62-2394
FAX 62-2841

番号	講座名	番号	講座名
1	行政手続条例とは？	28	保育所入所等の手続き
2	情報公開制度について	29	子育て支援って何？
3	交通安全対策	30	これからの道路について
4	町の財産等について	31	これからの河川について
5	自然災害から身を守る	32	地籍調査と字名改正事業について
6	まちの防災体制と学校に望むこと	33	浜中町の下水道について
7	町の総合計画について	34	建物の建設について
8	風力発電について	35	町営住宅について
9	町の商工業について	36	浜中町の水道について
10	浜中町のみどころ～観光ガイド～	37	みんなで学ぼう「漁業の町はまなか」 (主に小・中・高校生を対象)
11	ふれあい交流・保養センター「霧多布温泉ゆうゆ」ってどんなところ？	38	津波防災ステーションの役割
12	MO-TTOかぜでの機能と役割	39	市場ってどんなところ？
13	町の台所事情について	40	みんなで学ぼう「浜中町の農業」 (主に小・中・高校生を対象)
14	知っておきたい税情報	41	はまなかの教育
15	戸籍・住民登録・印鑑登録について	42	生涯学習について
16	国民健康保険について	43	総合文化センターの機能と役割
17	重度心身障がい者・ひとり親家庭等・子ども医療費助成制度について	44	町議会のあらまし
18	ゴミ減量とリサイクル	45	選挙制度について
19	ゴミ処理施設見学会	46	救命入門コース(1.5時間)
20	学校ISOについて	47	普通救命講習Ⅰ(3時間)
21	環境学習	48	火災予防教室
22	健康に関すること全般	49	消防署施設見学会
23	歯の健康に関すること全般	50	ボランティア入門講座
24	栄養に関すること全般	51	「ハイツ野いちご」って どんなところ？
25	介護保険制度について	52	「老人介護支援センター」って？
26	高齢者のための福祉サービスについて	53	家族介護教室
27	心身障がい者福祉制度について	54	その他住民の学習に関すること

学校教育からの情報コーナー

学校・家庭・地域が一体となり、子どもたちを育む

子どもたちが夢や目標をかなえていくためには、学校・家庭・地域が子育ての目標を共有し、連携しながら支えていくことが大切です。

浜中町の皆さまには、教育活動に対して、日頃から、さまざまな働きかけや協力をしていただいております。とても感謝しております。

今後とも、子どもたちのサポートをよろしくお願いいたします。

家庭

は、子どもたちにとって愛情に包まれた心のよりどころであり、望ましい習慣やルールを身に付ける場

- 子どもの生活リズムを整える。(早寝・早起き・朝ごはん)
- 家庭でのルールや約束を確立する。
(勉強の時間、テレビやゲームの時間、携帯電話やスマートフォンの使い方)
- 学校での出来事を聞き、励ましたり、ほめたりして自信を持たせる。
- 親子や家族で運動やスポーツ、読書を楽しむ。

地域

は、子どもたちにとって大切な学習の場

- 学校以外の学びや運動の機会をつくるなど、地域全体で子どもを育てる。
- 職場訪問や職場体験を受け入れるなど、社会で学ぶことの意義やよさを伝える。
- 地域行事でふれあい、経験や知恵を話したり、励ましの言葉をかけたりする。

子どもたちに大きなご声援を！

～運動会・体育大会～

6・7月は、小・中学校で運動会や体育大会、陸上大会が開催されます。浜中町では、毎年、全ての学年で「体力テスト」を行っています。その結果分析に基づいて、学校ごとに目標や計画を立て、年間を通じて体力向上に取り組んでいます。

運動会等は、子どもたちの体力づくりの成果をご家族や地域の皆さんの前で存分に発揮する場となります。ぜひ、子どもたちが頑張っている姿をご参観いただき、温かい声援をお願いします。



開催予定日		学校名
6月	3日(土)	浜中小学校
	4日(日)	散布小中学校
	10日(土)	茶内第一小学校
	11日(日)	茶内小学校
7月	2日(日)	霧多布小学校
	8日(土)	茶内中学校
	15日(土)	霧多布中学校 浜中中学校



新着図書案内



児童書



『ばっちゃんのコグマ』 志茂田 景樹/文 木島 誠悟/絵

田舎の町に住むナオは、ばっちゃんが大好き。でも、お父さんのお仕事の関係で東京に引っ越すことに…。お別れのときに、ばっちゃんはコグマのぬいぐるみをナオにくれました。

新しい幼稚園で起こるさまざまな問題も、ナオは“ばっちゃんのコグマ”に相談して解決していきます。ぬいぐるみとの対話で成長するナオの心温まる物語です。

『頭がいい人、悪い人の老後習慣』 保坂 隆/著

健康、お金、人間関係、生きがいの見つけ方…。賢くなければ、楽しい老後を過ごすことは出来ません！心の専門医でもある著者が、老後によくやってしまう間違いと、オススメの習慣を教えてください。

“頭がいい老後”を過ごすための秘訣がたくさん紹介されていますよ！



一般書

児童書



『のはらキッチンへぜひどうぞ』 まはら 三桃/作 木村 いこ/絵

さやかのお家はレストラン。コックのお父さんが作る料理は、嫌な気持ちもどこかに行ってしまうくらい美味しいです。ある日、キッチンカーで病院へ向かったさやかは、いつもの料理が違う方法で作られていることに気がきます…。

お話を読みながら、コックの仕事について理解を深めてみましょう！！

『あしたの君へ』 柚月 裕子/著

【家庭裁判所調査官】の仕事は、少年事件や離婚問題の背景を調査し、解決に導くこと。

研修中の望月大地（通称・カンポちゃん）は実際に案件を担当するが、思い通りにいかず自信を失うことばかり…。

心を開かない相談者たちを相手に、彼は真実に辿り着くことができるのか…！



一般書

《北海道立図書館の本を読もう!!》

図書室では、今年も北海道立図書館から借りた本を展示しています。図書室の本と同じく、1人5冊・2週間の貸し出しができます。

○展示期間は10月31日(火)までです。

児童書、一般書ともに、図書室には置いていない本ばかり展示しています。この機会にぜひ読んでみてはいかがでしょうか？

今月のおはなし会

10日
(土)

24日
(土)

場所：文化センター
2階図書室

時間：午前11時～

6月の行事カレンダー

●浜中町防災無線の放送内容を確認したい方は『☎62-5333』へお電話ください。24時間以内の放送内容を聞くことができます。

日にち	行事	日にち	行事
1 木	健康教室（姉別農村環境改善センター 13:30~15:00）	16 金	
2 金	沐浴教室（老人福祉・母子健康センター 10:00~11:30）	17 土	
3 土	浜中小学校運動会	18 日	
4 日	散布小中学校運動会	19 月	健康教室（姉別寿の家 10:00~11:30）
5 月	健康教室（茶内第三母と子の家 10:00~11:30）	20 火	茶内小学校開校記念日
6 火		21 水	ハツラツ倶楽部わっはっは （老人福祉・母子健康センター 10:00~11:30）
7 水	ハツラツ倶楽部わっはっは （老人福祉・母子健康センター 10:00~11:30）	22 木	健康教室（琵琶瀬住民センター 10:00~11:30）
8 木		23 金	
9 金		24 土	今月のおはなし会（総合文化センター図書室 11:00~）
10 土	今月のおはなし会（総合文化センター図書室 11:00~） 茶内第一小学校運動会	25 日	
11 日	茶内小学校運動会	26 月	風呂の日（霧多布温泉ゆうゆ）
12 月		27 火	
13 火	健康教室（茶内コミュニティセンター 10:00~11:30）	28 水	ハツラツ倶楽部わっはっは （茶内コミュニティセンター 13:30~15:00）
14 水	ハツラツ倶楽部わっはっは （茶内コミュニティセンター 13:30~15:00）	29 木	むし歯予防教室 （老人福祉・母子健康センター 10:00~11:00）
15 木	乳幼児相談（老人福祉・母子健康センター 10:00~11:00）	30 金	夜間納税窓口（役場税務課 ~19:00）

あそびのひろば	月火木金	9:00~12:00	（霧多布保育所内子育て支援センター）
	月火水木金	14:30~16:30	（霧多布保育所内子育て支援センター）
	水	10:00~12:00	（茶内コミュニティセンター）※コミセン使用時はお休み

町内施設の休館日	施設名称	休館日
	総合文化センター	5・12・19・26
	総合体育館	5・12・19・26
	農業者トレーニングセンター	5・12・19・26
	すくらむ21	5・12・19・26
	MO-TTOかぜて	4・5・11・12・18・19・25・26
温水プール	5・12・19・26	

ひとのうごき

4月末現在（前月比）

- 人口：6,024人（+28）
男：2,954人（+21）
女：3,070人（+7）
- 世帯数：2,494世帯（+43）



おたんじょう

丸山散布・神林 稜空ちゃん(理香さん)
茶内駅東・高梨 市花ちゃん(圭吾さん)
琵琶瀬・三浦 奨悟ちゃん(孝章さん)



おくやみ

茶内5区・河野悦二郎さん(92歳)
霧多布・小沼 康裕さん(59歳)
霧多布・田中智鶴子さん(58歳)
仲の浜・高田 キヨさん(75歳)
茶内荻の里・井上 久男さん(70歳)
丸山散布・楢山 秀子さん(63歳)
霧多布・原田 秀惟さん(83歳)

広報紙に掲載している写真について、ご希望の方にはL版印刷した写真またはデータ(JPEG形式)を差し上げます。

「子どもが写っている」「遠方にいる親戚に送りたい」など写真をご希望の方は下記までご連絡ください。

役場企画財政課広報係 ☎62-2148



今月の表紙

茶内第一くるみっ子少年団入団式

5月13日、茶内第一くるみっ子少年団入団式が行われました。(詳細は12ページ)



文芸サロン

俳句

直ぐ其処で少し震えて初音かな

酒井 梅子(茶内)

一雨や後の緑に驚きぬ

福沢 秋桜(茶内)

雨の香にげじげじあたふた草陰へ

天井知代子(暮帰別)

短歌

さくら樹を濡らす霧雨さやさやと花芽の眠りゆるびゆくなり

相原 睦子(茶内)

わが歌は母の歌には叶わねど歌うは同じ動物と自然

福沢 秋桜(茶内)

あの子とは気が合わないけど瑠璃色に見える名前の読みだけは好き

天井知代子(暮帰別)

文芸サロンに掲載する俳句または短歌を募集します。
作品を提供いただける方は役場広報係までご連絡ください。

役場企画財政課広報係 ☎六二一一二四八

